

令和 6 年度政策評価・施策評価の実施について

1 令和 6 年度政策評価・施策評価関係スケジュール

6 月	<p>政策・財政会議（評価原案の決定）（6 月 1 1 日）</p> <p>●<u>行政評価委員会への諮問（6 月 1 2 日）</u></p> <p>評価原案の公表（6 月 1 2 日）</p> <p>県民意見の聴取（6 月 1 2 日～7 月 1 2 日）</p> <p>●<u>第 1 回政策評価部会（6 月 2 6 日）</u> ※ 3 施策についてヒアリング</p>
7 月	<p>●<u>第 2 回政策評価部会（7 月 9 日）</u> ※ 1 ～ 2 施策についてヒアリング</p> <p>●<u>第 3 回政策評価部会（7 月 2 5 日）</u></p>
8 月	<p>●<u>行政評価委員会からの答申（8 月上旬）</u></p> <p>政策・財政会議（評価書・要旨の決定）（下旬）</p>
9 月	<p>評価書・要旨の公表（冊子「成果と評価」、議会報告（中旬）</p>
1 1 月～ 1 2 月	<p>県民意識調査の実施</p>
令和 7 2 月	<p>政策・財政会議（評価結果の反映書面の決定）、反映状況公表（評価結果の反映書面）、議会報告（中旬）</p>
3 月	<p>●<u>宮城県行政評価委員会（中旬～下旬）</u></p>

2 令和 6 年度政策評価部会での審議について

- 昨年度に引き続き部会全体で審議を行う。
- 県から諮問を受けた令和 6 年度政策評価・施策評価に関し、県の評価原案である「政策評価・施策評価基本票」に基づき、調査審議を行う。
- 評価原案の妥当性について判定（2 区分：適切・要検討）を行うとともに、必要に応じそれぞれの政策・施策について意見を付すこととする。
- 第 1 回部会において 3 施策、第 2 回部会において 1 ～ 2 施策についてヒアリングを実施する。残りの 8 政策概ね 1 3 施策については、書面審議及び事前質問により評価の妥当性を判定する。
- 各委員はヒアリングを実施する概ね 5 施策のほか、自身が担当する政策及び施策を中心に基本票を確認する。
- ヒアリング及び書面による審議をより効率的に進めるため、第 1 回部会及び第 3 回部会前に事前質問を受け付け、担当課室からの回答を部会開催前に委員へ送る。

3 施策評価シートの変更点について

- 目標指標の達成率を0.0%～100.0%の範囲を超えて表記すると達成状況が不明瞭になる指標があったため、達成率が0.0%を下回る場合は一律「0%未満」（最小値）、100.0%を超える場合は一律「100%超」（最大値）と表記することとした。
- 施策評価シートにおいて、新たに目標指標の達成状況等を分析・検証する項目を追加し、より具体的で分かりやすい評価内容を目指した。
- 施策目標の番号ごとに評価した後に施策全体の評価理由をまとめていたが、内容が重複しているため、評価理由を1つにまとめるなど、施策評価シート全体の記載スペースを確保することとした。